

## (仮称) 座間市総合計画策定条例(案)の骨子に関する意見公募(パブリックコメント)実施要領

### 1 意見募集の目的

市では、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定等について必要な事項を定めた(仮称)座間市総合計画策定条例(案)の骨子を作成しました。

つきましては、内容をお知らせするとともに、皆さんの意見を募集します。

### 2 意見提出期間

令和2年10月13日(火)～11月12日(木)

### 3 意見募集の対象

(仮称)座間市総合計画策定条例(案)の骨子

### 4 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に通勤又は通学する方
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (4) 本事案に利害関係を有する方

### 5 閲覧場所

市役所3階企画政策課・1階市民情報コーナー、各出張所、青少年センター、市公民館、北・東地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター

※ 閉庁日、閉館日は閲覧できません。

※ 市ホームページからも閲覧できます。

### 6 意見提出方法

意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付は行いません。

#### (1) 持参、郵便、FAXの場合

##### ① 記載事項

任意の様式に次の掲げる項目の内容を記載してください。

・ 件名 (仮称) 座間市総合計画策定条例(案)の骨子に関する意見
・ 案に対する意見

・本人の情報	
市内に住所を有する方	住所及び氏名
市内に通勤する方	住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地
市内に通学する方	住所及び氏名並びに学校の名称及び所在地
市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者氏名
本事案に利害関係を有する方	住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者氏名)並びに利害関係を有することを証する事項

## ② 提出方法

持参	座間市役所 3階企画政策課 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)
郵便	〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号座間市企画政策課 宛て (11月12日(木)必着)
FAX	046-255-3550 送信先:座間市企画政策課宛て

## (2) 電子申請の場合

次のURLにアクセスし、必要事項を入力してください。

URL	<a href="https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142166-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8839">https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142166-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8839</a>
-----	---

## 7 意見及び対応の公表

皆様からいただいた意見、意見に係る検討結果及びその理由は、市ホームページなどで公表します。

- (1) 意見を提出いただいた方の個人情報、公表しません。また、適正に管理し、他の用途には使用しません。
- (2) 提出いただいた意見に対し、個別の回答は行いません。

## 8 事務担当

座間市企画財政部企画政策課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046-252-8287 (直通)

FAX 046-255-3550